

令和2年ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、一年のうち6月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリンレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

令和元年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害166件の内、37件（約22%）がハブクラゲによるものです。

県では、令和2年6月1日から9月30日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

- ①海水浴をする場合は、肌の露出を避け、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ②海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

- ①まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ②刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺症事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

令和2年6月1日

沖縄県保健医療部長

大城 玲子